

## 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、松本障害保健福祉圏域(以下「圏域」という。)における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化および地域の実情に応じた体制の整備についての協議をおこなうとともに、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るため、松本障害保健福祉圏域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため次に掲げる事項について協議する。

- (1) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業の中立・公平性を確保し、実績・運営評価・選定の実施に関すること
- (2) 市町村障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 関係機関によるネットワークの構築・強化等に向けた情報共有に関すること
- (5) 圏域におけるニーズの把握、社会資源の開発・改善に関すること
- (6) 障害者総合支援法の円滑な推進に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある委員をもって充てる。

2 協議会に幹事会を置き、幹事は別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (役員)

第4条 協議会及び幹事会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 2名

2 会長は、委員の互選によって選出し、任期は2年とする。

3 副会長は、会長の指名によって選出し、会長を補佐する。任期は2年とする。

4 幹事長は、幹事の互選によって選出し、任期は2年とする。

5 副幹事長は幹事長の指名によって選出し、幹事長を補佐する。任期は2年とする。

### (会議)

第5条 協議会は必要に応じ会長が招集し主宰する。

2 会長は、必要に応じて委員、幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、主宰する。

### (小委員会)

第6条 会長は、協議の必要な議題について調査・研究等させるために、小委員会を置くことができる。

### (専門部会)

第7条 幹事長は、相談支援事業の推進に関する細部の専門事項について、調査・研究させるために、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会員をもって組織する。

3 部会員は、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療・学校、関係行政機関、障害当事者団

体等に所属する者の中から幹事長が委嘱する。

- 4 部会長は、部会員の互選による。任期は2年とする。ただし、幹事長が必要と認める場合は任期の延長を行うことができる。
- 5 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集し、主宰する。
- 6 第2項から前項にまでに定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(プロジェクト)

第8条 幹事長は、前項の専門部会では協議することが難しい事項について調査・研究させるために、プロジェクトを置くことができる。

- 2 プロジェクトの任期は付託期間終了までの幹事会とする。なお幹事会において付託期間の延長が認められた場合はこの限りではない。

(評価委員)

第9条 協議会に、委託相談支援事業の運営評価をおこなう評価委員を置くことができる。評価委員は、委託相談支援事業者の実績・運営評価を実施し、協議会に報告する。

- 2 評価委員の構成は次のとおりとする
  - (1) 基幹相談支援センター評価委員
    - ア 松本保健福祉事務所福祉課の代表
    - イ 構成市の代表
    - ウ 構成村の代表
  - (2) 総合相談支援センター評価委員
    - ア 構成市の代表
    - イ 構成村の代表
- 3 評価委員の順番は別表のとおりとする

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、協議会の運営を受託した相談支援事業者において行う。

- 2 協議会に庶務の監査を行う監事を置く。監事は委員の互選によって選出し、任期は2年とする。協議会に監査の報告をする。
- 3 監事の構成は次のとおりとする
  - (1) 構成市村のうち村部の代表 1名
  - (2) 指定相談支援事業所 1名

(役員の辞任)

第11条 役員について、異動・退職・疾病等やむをえない理由でその任務を果たせないときは協議会の承認、または幹事会組織の役員については幹事会の承認を得て辞任することができる。後任者は第4条の規定により選出し、任期は前任者の残任期間とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

本要綱は、平成19年2月19日から施行する。

平成19年5月31日	一部改正
平成20年6月25日	一部改正
平成22年2月18日	一部改正
平成25年6月28日	一部改正

平成25年10月31日 一部改正  
平成31年4月1日 一部改正  
令和2年12月24日 一部改正